

島根県報

令和元年6月28日(金)

号外 第 1 9 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【選管告示】

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスター を掲示することができる日 2

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスター

2

を掲示することができる区画の数

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日

2

選挙管理委員会告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見 順

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見 順

区画の数 6

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和元年7月3日と定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見 順